

## 利尻富士町フェリー積載自動車航送料助成金募集要領 (7/20)

原油価格や物価高騰により厳しい環境に置かれた生活者の消費を下支えするため、利尻富士町民が、フェリーに自家用自動車を積載し、北海道本土とを往復する必要が生じた場合、予算の範囲内において自動車航送料の往復運賃の一部を助成いたします。

【対象者】 利尻富士町民（自家用自動車をフェリーに積載する運転者）

【支援内容】 鴛泊港を起点とした自家用自動車の稚内往復運賃のうち、別表に定める額を対象経費とし、その半額を助成します。

| 利用区分  | 3m未満    |         | 4m未満    |         | 5m未満    |         | 6m未満    |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 往路      | 復路      | 往路      | 復路      | 往路      | 復路      | 往路      | 復路      |
| 6月    | 11,400円 | 11,400円 | 14,920円 | 14,920円 | 18,880円 | 18,880円 | 23,430円 | 23,430円 |
| 7月～8月 | 11,160円 | 11,160円 | 14,610円 | 14,610円 | 18,480円 | 18,480円 | 22,700円 | 22,700円 |
| 9月～5月 | 9,190円  | 9,190円  | 12,030円 | 12,030円 | 15,220円 | 15,220円 | 18,690円 | 18,690円 |

【事業期間】 『令和5年6月1日鴛泊港出発から9月30日鴛泊港出発まで』

※助成対象者が予算額に達した場合、期間内でも、その時点をもって受付を終了いたしますのでご了承願います。

【支援条件】 ・使用車両は利尻富士町民（個人又は会社）が所有及び使用する自家用自動車とする。

・鴛泊港を起点に原則30日以内に北海道本土とを往復すること。  
（稚内起点の利尻への往復又は離島間の往復は対象外とします。）

・適用する車両は6m未満までの定員2名以上の普通自動車及び小型自動車、軽トラックを含む軽自動車に限ります。（その他トラック・バス・バイク・自転車・レンタカー等は対象外）

※基本的にはハートランドフェリー(株)の離島住民に対する自家用自動車の自動車航送料の割引適用者が支援対象となりますが、会社名義の車両（営業用以外）についても支援の対象としております。

※30日以内の往復を予定していたが、通院、看護、介護等の理由でやむを得ず延長となる場合は対象とします。（当初から30日を超えるお往復の場合は対象外とします。）

【申請方法】

(1) ハートランドフェリーに往復で予約し、予約番号をお控え願います。

(2) 電話等により水産港政係へ申込み願います。申込みは、①住所・氏名・電話番号 ②出発日③帰島予定日④車両の長さ⑤往復の予約番号を伝えることで申込完了となります。 ※申込完了者は後日、町より申請書類を郵送致します。

(3) 帰島後2週間以内に助成申請書に往復の自動車航送料を貼り、自動車運転免許証・自動車検査証・指定口座の写しを添付し提出願います。

(4) 申請書を審査し、適当と認めた場合、指定口座に振り込み致します。

問合せ先：役場産業振興課水産港政係（TEL82-1350、FAX82-1373）